

Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治
 ワシントン駐在員事務所 所長
 (202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp
 ワシントン情報 (2006 / No.056)
 2006年8月28日

米国の労働生産性向上の恩恵は誰が享受しているのか？

実質労働賃金の低迷は米国の政治・経済議論のひとつの焦点となっている。連邦議会では最低賃金規制の引き上げ（現行、時給 5.15 ドル）が共和党の反対で頓挫した。しかし、州レベルではペンシルバニア州を始めとする 8 州政府が今年に入って州法を改正し、連邦最低賃金規制の時給を上回る水準に最低賃金を引き上げた。最低賃金の引き上げを行った州政府はこれで 20 州に達した。

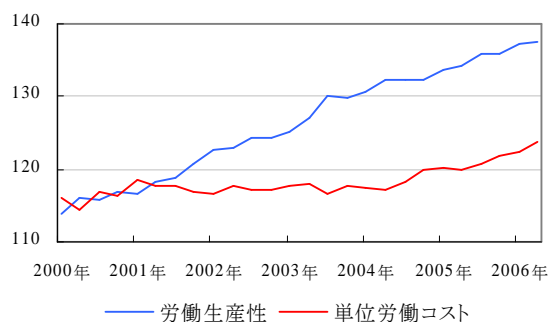
こうした動きに対して、Bush 政権は、「雇用の増加と生産性の向上が続けば賃金も上昇すると楽観している」（8月18日、Paulson 財務長官の電話記者会見）という姿勢を採っている。しかし、最近発表された NBER 研究論文によると、労働生産性向上が労働者の生活水準を一般的に引き上げるといった伝統的な認識は、所得格差が拡大する米国ではもはや成り立たない。以下、同研究の概要を紹介する。

【労働生産性と単位労働コストの趨勢】

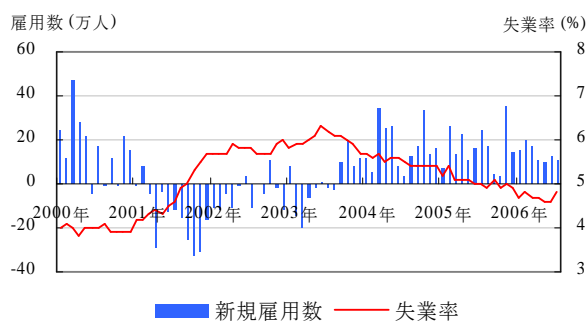
米国では 2001 年の景気後退局面以降、労働生産性の成長ペースが単位労働コストのそれを大きく上回ってきた。（つまり、労働生産性の上昇が一般労働者の実質賃金の上昇につながらなかった。）単位労働コストの上昇がようやく上昇の兆しを見せ始めたのは極めて最近である（今年第 1 四半期の単位労働コストは年率 2.5%、第 2 位四半期は同 4.2%。図表 1 参照）。ところが、経済成長は既に鈍化局面に移行しつつあるので、この傾向が今後持続的かどうかは疑わしくなってしまった。

図表 1：米国労働生産性と労働市場概況

a) 労働生産性と単位労働コストの推移 (1992年=100)



b) 新規雇用と失業率の推移



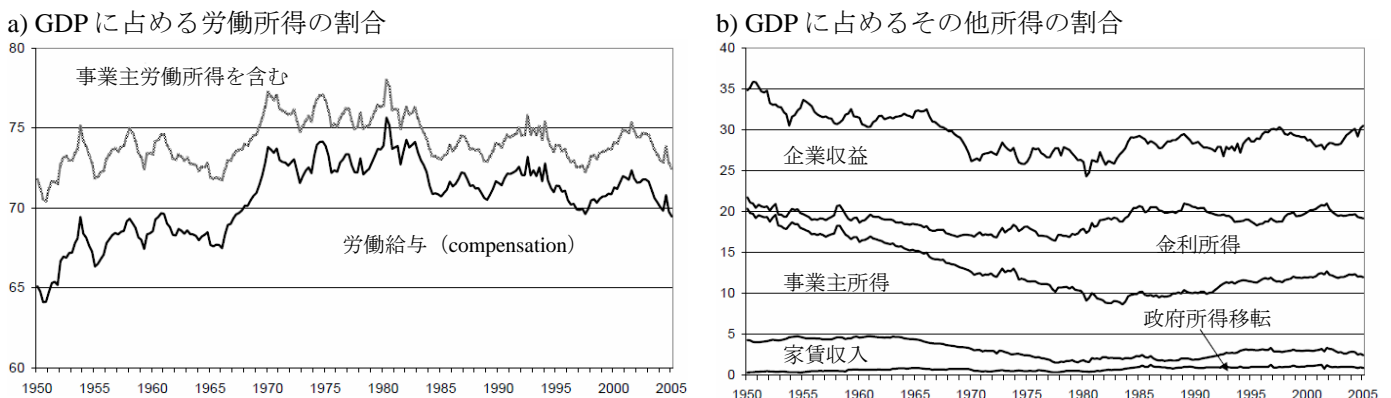
出典：商務省経済分析局 (BEA) および労働省労働統計局 (BLS) 統計に基づき当駐在作成

【NBER 研究論文：生産性上昇の恩恵はどこに吸収されているのか？】

全米経済研究所（NBER）は昨年 12 月、「生産性の成長（の恩恵）は何処に行ったのか？—インフレ力学と所得配分」と題する研究論文を発表¹。Northwestern 大学の Ian Dew-Becker／Robert J. Gordon 両教授による同論は、インフレ率のマクロ経済的分析と所得配分のミクロ経済的分析を基に、「労働生産性の向上はどのようにして国民生活水準の向上として実感されないのか？」という問題に回答することを試みている。

Dew-Becker／Gordon 両教授の研究は、労働生産性の上昇が一般的な国民所得の向上として実感されない（あるいは所得向上に反映されない）ことを、企業所得の増加が労働所得の増加を吸い取ってしまった結果と見なす見解に否定的な立場を取っている。同論によると、NIPA 統計の「労働者給与」に事業主所得の労働収入部分（経済政策研究所推算）を加えて見た場合、国民所得勘定全体に占める労働所得の割合に明確な長期的低下傾向は認められないと言う。しかし、図表 2-a に示された通り、1970 年台以降の労働分配率は事業主労働所得を含めても緩やかながら趨勢的に低下している。2001 年以降は、循環的な変化として労働分配率の低下が顕著である。下記図表から判断する限り、資本／労働分配率に趨勢的な変化が見られないという同論文の指摘はいささか強弁過ぎると考えられる。

図表 2：国民所得精算勘定の内訳



出典：Dew-Becker and Gordon, “Where Did the Productivity Growth Go?”

【拡大する所得格差の実態：所得上位 10%内部の著しい所得格差】

NBER 研究論文の指摘で注目に値するのは、資本／労働分配率の変化よりも労働所得の分配自体に目立った格差の拡大が観測されるということである。同論によると、米国民の多くが生産性向上の恩恵から取り残されてきたことを示している。内国歳入庁（IRS）の納税報告資料²に基づく同論の所得分配分析によると、納税者の所得別分布で下位 90%の納税者の所得が国民所得全体に占める割合は、1966 年から 2001 年の 35 年間で

¹ Ian Dew-Becker and Robert J. Gordon, “Where Did the Productivity Growth Go? Inflation Dynamics and the Distribution of Income” 原文は以下のウェブサイト入手可（有料）：<http://www.nber.org/papers/w11842>

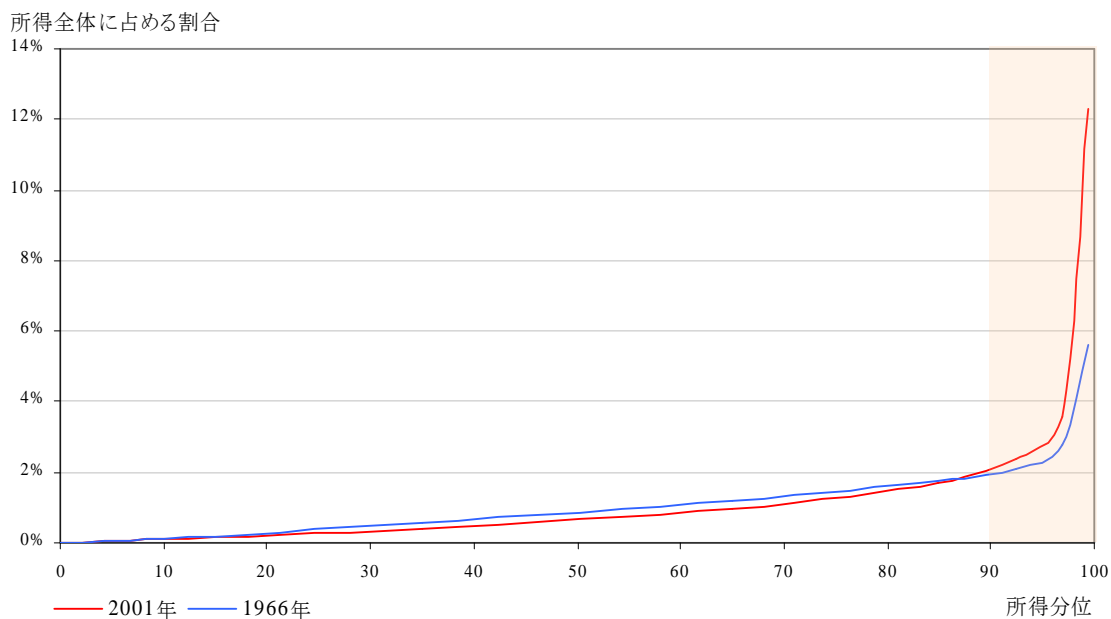
² 納税報告所得は必ずしも実際の所得と一致しないこと（商務省統計と内国歳入庁の調整後グロス所得（AGI）の間には 9～13.5%の誤差があると言う）、税務報告では労働時間単位の所得水準が分からないことなど、従来所得分配研究に用いられてきた人口動態調査（CPS）のデータと比べて IRS データには問題点もあるが、税務報告データには所得上位 10%の分配構成が分かるという利点がある。



通じて 11%も低下した。実質労働所得は同期間を通じて総額 2.8 兆ドルの増加を見たが、所得下位 50%に与えられたのは増額全体のわずか 12%未満でしかないという。同期間を通じた経済全体の労働生産性成長率は年率 1.57%（非農業部門では 1.74%）であるが、実質所得中央値の平均変化はわずか年率 0.3%でしかない。対照的に、同 35 年間で所得上位から 0.1%の水準にいる納税者が享受した実質所得成長率は 3.4%、所得上位から 0.01%の水準にいる納税者の実質所得成長率は 5.6%に達している。同研究によると、労働賃金所得増加率が労働生産性成長率 1.57%を下回った国民は所得下位の 90%にも及ぶ。

労働賃金に給付所得を加えた労働所得全体で見ても、所得下位 80%の実質所得成長率は労働生産性成長率を下回った。こうした結果として米国所得分配構成は著しく両極化した。この両極化は上位所得 10~20%とそれ以下の所得層の間の両極化だけではない。各所得層内部の格差の拡大を見ると、とりわけ所得上位 10%内部での所得格差の拡大が顕著である。図表 3 は NBER 研究論文 Table 7 の所得配分表を密度分布グラフに置き換えたものであるが、過去 35 年間で所得上位 10%内の格差が著しく拡大したことが鮮明だ。

図表 3 : 米国労働給与の密度分布



出典：Dew-Becker and Gordon, “Where Did the Productivity Growth Go?” Table 7に基づき当駐在作成

上記の分析結果によると、労働生産性の向上が平均的米国世帯の生活水準向上として実感されない理由は、企業収益による労働所得の圧迫よりも労働所得内部における所得分配格差の拡大にある。とりわけ、2001年から2004年にかけての労働生産性拡大は企業の雇用削減によって達成されたものであり、労働生産性の成長と生活水準の向上の間にある関係は完全に遮断されてしまった。所得下位 90%の米国民（つまりほとんどの国民）は、労働生産性成長から取り残されたばかりではなく、生産性拡大からむしろ経済的な損失を被ったと報告書は指摘する。



NBER 研究論文はまた、所得格差の拡大は労働技量の差別化によって説明されるという説明を退け、これに反論する諸学説を紹介している。一例として、David Card/John DiNardo 両教授の研究（2003 年）は、実質最低賃金の低下を所得格差拡大の主要な理由として指摘。Claudia Goldin/Robert Margo 両教授の研究（1992 年）は、①労働組合の影響力低下、②移民流入の増大、③低賃金の諸外国からの輸入拡大の 3 点を所得格差拡大の理由に挙げている。こうした諸説は、最低賃金引き上げや移民流入規制、対中経済制裁といった近年の政治議論に反映されているとも考えられる。

研究論文の回帰分析結果によると、労働生産性の上昇は一般物価上昇率に対して 1 対 1 以上の抑制効果を持ち、1995 年以降の低インフレ環境は労働生産性の向上によって説明される。1965 年から 1978 年にかけての高インフレーションについては、従来の経済学が指摘する以上に労働生産性の停滞が影響してきたと述べている。「1995 年以降の生産性成長率増大はインフレ抑制と名目賃金成長との間でどのように分配されたのか？」という問いに対しては、そのほとんどがインフレ抑制に回されたと見るのが妥当と答えている。

【それでも選挙の争点はイラク戦争、価値観問題か？】

上記のような事実が指摘されているにも関わらず、今年 11 月に迫った中間選挙の争点には、所得格差拡大がもたらす経済・社会的な問題よりもイラク戦争や保守対リベラルの価値観の対立を巡る問題が大きな比重を占めている。米国に比べると日本の所得格差問題は依然遥かに穏やかな水準に止まっているにもかかわらず、格差問題に神経質に反応する日本の世論・論壇と比較すると、なんと大きな違いだろうか。

(担当：前田武史)

(e-mail address : tmaeda@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。